

# 指定特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）事業運営規程 ヨウコーフォレスト湘南

## （事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社ヨウコーフォレスト湘南（以下「事業者」という。）が開設するヨウコーフォレスト湘南（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護等を提供することを目的とする。

## （事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、要支援者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ヨウコーフォレスト湘南
- （2）所在地 神奈川県高座郡寒川町倉見2302

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員 1人以上  
生活相談員は、利用者又は家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- （3）看護職員 2人以上  
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- （4）介護職員 17人以上  
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。
- （5）機能訓練指導員 1人以上  
機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- （6）計画作成担当者 1人以上  
計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(指定特定施設入居者生活介護等の入居定員及び居室数)

第5条 施設の定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 入居定員 52 人
- (2) 居室数 30 室

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及び療養上の世話
- (3) 入浴介護が必要な利用者については、週2回のサービス提供を標準とする。
- (4) 健康管理、相談、援助
- (5) 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代 実費
- (3) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、請求書を交付するものとする。

(利用者が別の居室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 有利用者を別の居室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供より事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 特定施設入居者生活介護の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

ただし、特定施設入居者生活介護を提供する際、事故防止に十分注意したにもかかわらず生じた利用者の生命・身体・財産に関する損害については、その賠償責任を負わないものとする。

(非常災害対策)

第12条 施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画 等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

- 第13条 指定特定施設入居者生活介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 管理者は、提供した特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
  - 3 提供した指定特定施設入居者生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 5 提供した指定特定施設入居者生活介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（虐待防止に関する事項）

- 第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
  - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

- 第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、感染症の発生、蔓延を防ぐために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - （1）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - （2）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - （3）施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。必要な措置を講じるものとする。

（運営懇談会）

第17条 入居者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、施設と入居者から成る運営懇談会を設置する。

（身体拘束）

第18条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第20条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために生産性向上委員会を設置し、3月に1回委員会を開催するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第21条 施設は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後2か月以内

（2）継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 施設は、適切な指定特定施設入居者生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人名と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、平成24年12月 1日から施行する。  
この規定は、平成25年 1月 4日から施行する。  
この規定は、平成25年 4月15日から施行する。  
この規定は、平成25年 9月 1日から施行する。  
この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成28年 2月 1日から施行する。  
この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。  
この規程は、令和 元年 5月10日から施行する。  
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。